

保護者の皆様へ

江戸川区教育委員会

小学校 特別支援教室の導入による巡回指導の全校実施について(御案内)

日ごろより、江戸川区の教育行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

現在、友達などとコミュニケーションがうまく図れないお子さんや授業時間に注意を集中し続けられないお子さんなどは、在籍している学校から「情緒障害等通級指導学級」が設置されている学校に通級して、一人一人の課題に応じた個別の指導を受けています。しかし、在籍している学校から離れて、他校で指導を受けなければならない等の課題があります。

そこで、江戸川区では、東京都の特別支援教育の実施計画に基づき、平成 30 年度までに、全小学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して指導する方式に変えていく準備を進めています。

この度、すでに先行実施をしている 2 グループの 18 校に続き、その他の小学校も準備が整いましたので、平成 30 年度から全ての小学校に「特別支援教室」を設置し、巡回指導を実施してまいります。

このことにより、保護者の他校へ付き添う負担が軽減されるほか、在籍学級の担任と巡回指導教員との情報共有や連携が深まることにより指導の充実が期待されます。

保護者の皆様には、巡回指導への更なる御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 平成 30 年度から特別支援教室を設置して巡回指導を実施する小学校

特別支援教室を先行実施している小学校*以外の**全ての小学校**

※先行実施校⇒本一色・二松江・西小松川・大杉・大杉二・三松江・鹿本・松本・下小岩二・上一色・上一色南・二之江三・大杉東・葛西・二之江・二之江二・一之江・一之江二の 18 小学校

2 利用対象となる児童

通常の学級に在籍する、知的な遅れがない、発達障害や情緒障害のある児童です。

3 指導体制

児童は、週に 1 から 8 単位時間の中で必要な時間数、在籍校内の「特別支援教室」で課題に応じた指導を受けます。指導は、拠点校の巡回指導教員が在籍校内の「特別支援教室」に出向いて実施します。

4 利用方法

- (1) 現在、情緒障害等通級指導学級に入級している児童は、新たな利用申込の必要はありません。
- (2) 今後、利用を希望される方は、在籍校へ御相談ください。

なお、指導開始は、校内判定委員会及び区教育委員会の検討を経て、決定となります。

保護者の皆様には、指導開始判定に必要な書類を御用意いただきますので、御協力をお願いいたします。

詳しくは、在籍校から御案内いたします。

<担当>

江戸川区教育委員会

学務課相談係 電話 03-5662-1627

指導室指導主事 電話 03-5662-1634